

### Ⅲ 検証結果

1 実効性のある避難対策の推進

これまでの取組み	令和3年8月11日からの大雨における事象 及び 課題	今後の対応
<p>(1) 避難情報の発令に関する関係機関の対応</p> <p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内で土砂災害の発生のおそれがある全市町村（34市町村）において、土砂災害警戒情報の発表を避難指示発令の基準としている。なお、県内全市町村において、災害対策基本法改正に伴う、避難情報発令マニュアル及び風水害タイムラインの見直しを実施済みである。</li> <li>○ 県は、河川・砂防業務を統一したホットラインマニュアルを整備しており、洪水予報河川及び水位周知河川の水位情報等と、土砂災害警戒情報の危険なメッシュ情報等について、土木事務所長から市町村長に対して避難情報発令に関する助言を行っている。</li> <li>○ 県は、土砂災害警戒情報が発表された場合、「岐阜県災害対策マニュアル」及び「岐阜県災害対策本部運営手引書」により次のとおり対応している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部（第一非常体制）を設置し警戒にあたる。</li> <li>・ 「土砂災害警戒情報」が発表された場合、土木事務所長による避難指示発令の助言実施状況や避難指示の発令状況を確認する。</li> </ul> </li> <li>○ 県では、市町村長を対象とした研修「トップフォーラム」を毎年開催し、防災の有識者を講師に迎え、適切な避難情報の発令に関する演習を実施している。</li> <li>○ 岐阜地方気象台は、市町村とのホットラインを構築し、市町村長に対して避難情報の発令のタイミングに関する助言を行っている。</li> </ul>	<p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、熱海市での土石流災害を踏まえ、全市町村に対して「気象台が発表する最新の気象情報等に留意の上、人命を最優先に考え、空振りをおそれずに躊躇なく避難指示等を発令」するよう、通知文書を7月7日に発出した。</li> <li>○ 岐阜地方気象台及び県は、土砂災害警戒情報を17市町村に発表。土木事務所長が市町村長に対し、危険度が高いメッシュ位置の情報提供及び避難指示発令に関する助言を実施した。【表①参照】</li> <li>○ 飛騨川など4河川で氾濫危険水位を超過したため、土木事務所長が市長に対し、氾濫危険水位を超過した旨の情報提供及び避難指示発令に関する助言を実施した。【表②参照】</li> <li>○ 土木事務所長からの助言等を踏まえ、18市町村が避難指示を発令した。</li> <li>○ 気象情報等から避難情報を発令すべき地区を絞り、住民に対して呼びかけた事例がある一方で、発令区域を絞ることなく「全域」に発令している事例もあった。</li> </ul> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民が災害リスクを我が事としてとらえ避難行動に移すためには、適時に適切な区域への避難指示発令が重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>発令区域の絞込みに係る説明会の実施【県】（危機管理部）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、「避難情報に関するガイドライン」に示す発令基準や発令対象区域の考え方に基づき、市町村が土砂災害警戒区域ごとの発令対象区域等を事前に明確にできるよう、事例を踏まえた研修及びワークショップを市町村ごとに実施する。</li> </ul> </li> <li>○ <b>市町村とのホットラインの運用【国・県・市町村】（危機管理部、県土整備部）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、ホットラインマニュアルに基づき確実な避難情報に関する助言を行う。</li> <li>・ 県は、トップフォーラム等により、気象状況や土砂災害判定メッシュ情報などをもとに市町村が避難情報発令を適切に行うことができるよう研修を行う。</li> </ul> </li> <li>○ <b>風水害タイムラインの適宜見直し【市町村】（危機管理部）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村は引続き、より適切な避難情報の発令に向け、必要に応じて、風水害タイムラインの見直しを行う。</li> </ul> </li> </ul>

【土砂災害等に関する助言の実施】（表①）

土砂災害警戒情報発表日時		土木事務所長助言日時
8/13	22:55	中津川市 8/13 22:59
8/13	22:55	恵那市 8/13 22:59
8/13	22:55	多治見市 8/13 23:03
8/13	22:55	瑞浪市 8/13 23:10
8/13	22:55	土岐市 8/13 23:07
8/14	08:35	高山市 8/14 08:45
8/14	09:15	下呂市 8/14 09:17
8/14	09:45	大垣市 8/14 09:45
8/14	13:20	郡上市 8/14 13:21
8/14	13:50	白川町 8/14 13:53
8/14	13:50	東白川村 8/14 13:55
8/14	14:50	八百津町 8/14 14:51
8/14	15:00	美濃加茂市 8/14 15:04
8/14	15:00	可児市 8/14 15:02
8/14	15:00	御嵩町 8/14 15:05
8/14	21:35	川辺町 8/14 21:38
8/15	03:35	飛騨市 8/15 03:37
8/18	02:20	下呂市 8/18 02:20
8/18	10:55	高山市 8/18 11:00

【河川の水位に関する助言の実施】（表②）

氾濫危険水位到達日時		土木事務所長助言日時
8/13	16:30	大垣市（杭瀬川） 8/13 16:32
8/13	23:20	瑞浪市（土岐川） 8/13 23:25
8/14	11:50	下呂市（飛騨川） 8/14 11:55
8/14	14:30	中津川市（木曾川） 8/14 14:35

1 実効性のある避難対策の推進

これまでの取組み	令和3年8月11日からの大雨における事象 及び 課題	今後の対応
<p>(2) 住民の避難意識の向上</p> <p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び清流の国ぎふ防災・減災センターが共同で実施した令和2年7月豪雨災害における住民避難行動実態調査において、回答者の約74% (1,058人中785人) が避難行動を取らなかったと回答している。避難行動を取らなかった理由として、「過去の経験から大丈夫と思った」が約50%と最も多かった。</li> <li>○ 県では、平成30年7月豪雨災害の検証結果を踏まえ、住民一人ひとりの災害リスクを特定し、避難行動を促進するため、「災害・避難カード」の普及に取り組んでおり、令和3年3月末時点で少なくとも4,745人が「災害・避難カード」を作成している。</li> <li>○ 県では、カード作成の利便性を高めるため、これまでの紙版に加え、スマートフォンによるデジタル版「災害・避難カード」を作成できるウェブサイトを今年度整備している。</li> <li>○ 県や市町村は、住民に対し自宅周辺の災害リスクの確認や、避難所以外への避難の検討について、平時から呼びかけている。</li> </ul>	<p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急安全確保が県内2市町1,030人に、避難指示が県内18市町村211,840人に発令された。</li> <li>○ 県が把握する避難者は約1,200人(約1%)にとどまった。</li> </ul> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所以外への避難(垂直避難や親戚・知人宅等安全な場所への避難等)をどの程度実施したのか、またコロナ禍が避難行動に与えた影響など、住民の避難行動の実態把握が必要である。</li> <li>○ 正常性バイアスが働き、自宅等の自然災害リスクに応じた適切な避難の必要性を認識できていない住民に対する防災啓発が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>住民避難行動に関する実態調査の実施【県】(危機管理部)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、避難行動の実態(避難の有無、避難先等)や避難行動を誘引した事象(近隣住民の声かけ等)を把握するとともに、判断や行動が分かれた要因等を分析し、更なる改善策につなげるため、住民実態調査を実施する。</li> </ul> </li> <li>○ <b>「災害・避難カード」の普及促進による住民の適切な避難行動の支援【県・市町村】(危機管理部)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町村は、住民が自宅周辺の自然災害リスク及び適切な避難行動について認識できるよう、引続き「災害・避難カード」の普及を進める。</li> </ul> </li> <li>◎ <b>リアリティ、切迫感のある広報・啓発【県】(危機管理部)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、県民が正常性バイアスに陥ることなく避難行動がとれるようになるために、デジタル技術を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験の方策について検討する。</li> </ul> </li> <li>◎ <b>個々の県民や地域に応じた避難情報等のプッシュ配信の検討【県】(危機管理部)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、居住地や勤務地、年代や障がいの有無、言語など個々の県民や地域に応じ、それぞれの避難に必要な情報をプッシュ配信する方策について検討を進める。</li> </ul> </li> </ul>

## 2 要配慮者利用施設における避難対策の推進

これまでの取組み	令和3年8月11日からの大雨における事象 及び 課題	今後の対応																				
<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <p>○ 令和2年度に、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設について調査を行い、避難確保計画の作成が必要な施設を精査し、市町村へ提供した。市町村は、提供を受けた施設の中から、避難確保計画の作成が必要な施設を市町村地域防災計画に位置付けた。</p> <table border="1" data-bbox="281 537 1092 783"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象施設数</th> <th>計画作成数</th> <th>作成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水浸水想定区域</td> <td>2, 150</td> <td>1, 268</td> <td>59.0%</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>680</td> <td>505</td> <td>74.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2, 830</td> <td>1, 773</td> <td>62.7%</td> </tr> <tr> <td>実施施設数(※)</td> <td>2, 743</td> <td>1, 717</td> <td>62.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計施設数から両区域に含まれる施設の重複分を除いた数値</p> <p>○ 避難確保計画作成が促されるよう市町村防災アドバイザーチームによる圏域別会議の開催(令和2年6~7月)及び個別訪問(令和2年10~11月)により、作成促進の指導や助言を行うとともに、施設管理者の計画作成を支援するための避難確保計画作成講習会の開催を市町村に依頼した。</p> <p>○ 県では危機管理部と県土整備部による「避難確保計画作成支援チーム」を立ち上げ、上記講習会に講師として参加している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○講習会開催状況(令和2~3年度) 30市町村で計42回開催(令和3年8月末時点) 参加施設数492施設</p> </div> <p>○ 各種施設関係部局が緊密に連携し、各部署が実施する計画作成の支援内容等の調整を行うため、要配慮者利用施設避難体制整備連絡会議を開催している。</p> <p>○ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を、老人福祉法や障害者総合支援法などの各事業法に基づく定期の指導監査の重点項目と位置付け、県所管の対象施設における計画策定状況等を確認するとともに、施設へ助言及び指導を行っている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○指導監査実績(令和2年4月~12月) (洪水浸水想定区域内) 指導監査数: 207施設(うち186施設が作成済み) (土砂災害警戒区域内) 指導監査数: 111施設(うち97施設が作成済み)</p> </div>		対象施設数	計画作成数	作成率	洪水浸水想定区域	2, 150	1, 268	59.0%	土砂災害警戒区域	680	505	74.3%	合計	2, 830	1, 773	62.7%	実施施設数(※)	2, 743	1, 717	62.6%	<p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <p>○ 水防法及び土砂災害防止法により、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務付けられており、国は令和3年度末までに、全施設での避難確保計画作成を目標としている。</p> <p>○ 避難指示を発令した市町村において、一部の要配慮者利用施設が避難確保計画に基づき利用者を避難させたことを確認している(施設名非公表)。</p> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <p>○ 令和3年度末までに全要配慮者利用施設において避難確保計画を作成するという国目標に対し、令和2年度末までに作成済みの施設は6割程度であり、目標達成には一層の取組みが必要である。</p> <p>○ 市町村が避難情報を発令した場合、全ての要配慮者利用施設は、利用者を避難確保計画に基づき避難させることが必要である。</p>	<p><b>○ 避難確保計画作成の促進【県・市町村】</b> (危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係部局の連携を目的として設置した要配慮者利用施設避難体制整備連絡会議の枠組みにより、あらゆる機会を捉えて避難確保計画作成を促進する。</li> <li>県は、引続き市町村と協力して、避難確保計画作成講習会を開催し、計画未作成の施設に対して、個別指導を実施する。</li> </ul> <p><b>○ 実効性ある避難の確保【県】(危機管理部)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難確保計画に基づき避難をした実例をまとめ、講習会等を通じ各施設へ周知するなど、実効性のある避難確保計画作成を支援する。</li> </ul> <p><b>○ 施設への指導監査【県】(健康福祉部)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は引続き、指導監査の重点項目と位置付けた避難確保計画作成状況等の確認を行うとともに、所管施設に対する周知を徹底する。</li> </ul>
	対象施設数	計画作成数	作成率																			
洪水浸水想定区域	2, 150	1, 268	59.0%																			
土砂災害警戒区域	680	505	74.3%																			
合計	2, 830	1, 773	62.7%																			
実施施設数(※)	2, 743	1, 717	62.6%																			

### 3 防災対策事業の推進

これまでの取組み	令和3年8月11日からの大雨における事象 及び 課題	今後の対応
<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b>            (令和2年7月豪雨の被災箇所)            ○ 令和2年7月豪雨で被災した県管理河川246箇所について、5週間にわたり災害査定を実施。このうち、13箇所では、設計図書の簡素化を活用し1か月査定も実施している。            ○ 被災後、施設機能の確保や被害の拡大を防ぐため、国と協議し必要に応じて査定前着工を行うなど、速やかな復旧に努めている。</p> <p>(飛騨川・白川)            ○ 令和2年7月豪雨で浸水被害が発生した飛騨川と白川の合流点付近に夜間でも監視可能なCCTVカメラを設置し、令和3年度出水期より、「岐阜県川の防災情報」で配信している。            ○ また、これまでに、現地測量の実施、復旧方針について、地元住民への説明を行い概ね了解を得ていた。            ○ 現在は、令和3年度内を目途に河川整備計画の見直しを進め、早期の工事着手を目指している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【参考：令和2年7月豪雨を受けての対応状況（詳細）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査、測量、対策内容の検討（令和2年8月～）</li> <li>・ 監視体制強化のための量水標を2箇所設置（令和3年3月）</li> <li>・ 土地利用一体型水防災事業の新規採択（令和3年4月）</li> <li>・ 飛騨川と白川の合流点に夜間でも監視可能なCCTVカメラを設置（令和3年5月）</li> <li>・ 河川整備計画検討委員会の開催（令和3年8月）</li> </ul> </div>	<p><b>&lt;事象&gt;</b>            (令和2年7月豪雨の被災箇所)            ○ 令和2年7月豪雨で被災した飛騨川護岸（高山市久々野町久々野地内、下呂市萩原町花池地内）において、復旧工事中箇所が被災した。            ○ 国道41号（下呂市萩原町花池地内）において路側が欠壊し、9日にわたり通行止めが発生した。</p> <p>(飛騨川・白川)            ○ 飛騨川に合流する白川では、令和2年7月豪雨に続いて、浸水被害が発生（白川町全体で床上浸水12棟、床下浸水14棟※）            ※9月10日15時時点</p> <p><b>&lt;課題&gt;</b>            ○ 河川工事は、出水期に施工することが困難な一方、豪雨の頻発化を念頭に、いかにして迅速に復旧工事を進めていくのか検討が必要である。            ○ 飛騨川と白川の合流部付近の地盤が低いところでは令和2年7月豪雨に続き、2年連続で浸水被害が発生しており、今後もこうした浸水が頻繁に発生する可能性を見据えた対策が必要である。</p>	<p><b>○ 早期復旧に向けた取組みの推進【県】（危機管理部・県土整備部）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町村の被災施設について、復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地へ派遣する。</li> <li>・ 県は、迅速な復旧工事の着手のため、国へ激甚災害の指定や災害査定 of 早期実施を要望する。</li> <li>・ 設計図書の簡素化を適用した査定を積極的に活用する。</li> <li>・ 不調・不落による復旧工事の停滞を防止するため、技術者等の専任配置に係る要件緩和を継続する。</li> </ul> <p><b>○ 治水対策の推進【県】（県土整備部）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年7月豪雨と同規模の洪水による浸水被害を防止するため、堤防の整備等を行う土地利用一体型水防災事業を推進する。</li> </ul>

